

厚生労働省



《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力 当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力 当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長 租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策 ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p>    a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p>    b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの</li> <li>・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの</li> </ul> <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）（平成25年9月30日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：14の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した2の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式：29件 (個別公共事業) 〔表15-3-ア〕	新規採択が妥当である	29	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	29	
	事業評価方式：30件 (研究開発) 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	30	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 30件 〕	30	
	事業評価方式：52件 (規制) 〔表15-3-ウ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	52	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	52	
	事業評価方式：18件 (租税特別措置等) 〔表15-3-エ〕	妥当である	18	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	18	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：14件 (目標管理型の政策評価) 〔表15-3-オ〕	予算概算要求額の増額	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構1件、定員2件) 〕	14
			予算概算要求額の現状維持	1		
			予算概算要求額の減額	5		
	事業評価方式：2件 (継続事業) 〔表15-3-カ〕	継続が妥当である	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 2件 〕	2	
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-キ〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件) 〕	1	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：10件 (個別公共事業(再評価)) 〔表15-3-ク〕	継続が妥当である	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9	
		休止又は中止が妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	1	
その他の政策 (法第7条第)	総合評価方式：7件 〔表15-3-ク〕	取組を引き続き推進	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	7	

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
2項第3号)	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表15-3-ケ〕	継続が妥当である	1 評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った
	事業評価方式：24件 (個別公共事業(再評価)) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当である	24 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
	事業評価方式：338件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-サ〕	行政課題の解決に貢献している	338 今後同種の政策の企画立案や時期研究課題の実施に際し、反映する予定である。

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 新規採択を要求している公共事業の29の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成25年10月25日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（13地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（16地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表15-4-(1)参照。  
2 本表は平成25年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成26年度予算概算要求を行う30の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月25日に「厚生労働省の平成26年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表 15-3-イ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（29事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表15-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃に係る以下の52の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月15日、4月24日、5月24日、6月25日、8月16日、12月26日、26年1月29日、2月6日、2月7日、3月10日及び3月11日に「規制影響分析書」として公表。

表 15-3-ウ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	精神保健福祉法における医療保護入院者の退院を促進するための措置の充実について
2	障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
3	法定雇用率の算定基礎の見直し
4	新たな生活困窮者支援制度の創設に伴う所要の措置について（2件）
5	就労自立給付金の支給に伴う報告徴収の創設
6	被保護者就労支援事業における秘密保持義務の創設について
7	要保護者に対する報告徴収の法定化
8	生活保護法における指定医療機関の指定要件等の見直し等について
9	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2件）
10	医薬品に関する広告制限の対象の追加（HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「ペルツズマブ」及びその製剤について）
11	1,2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
12	医薬品に関する広告制限の対象の追加（HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「トラスツズマブ エムタンシン」及びその製剤について）

13	医薬品に関する広告制限の対象の追加 (EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌治療薬「アファチニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに再発又は難治性のCD30陽性のホジキンリンパ腫及び未分化大細胞リンパ腫治療薬「ブレンツキシマブ ベドチン」及びその製剤について)
14	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正(麻薬の指定)
15	雇用管理の改善等に関する措置の内容の説明義務の創設
16	特例認定制度の創設
17	地域ケア会議における秘密保持義務について
18	医薬品の販売業等に関する規制の見直し及び指定薬物の所持等の禁止について(2件)
19	指定免除申請事務者の指定制度の創設に伴う所要の措置(2件)
20	難病の患者に対する医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定医療機関制度の創設
21	医薬品等に係る安全対策の強化
22	医療機器の特性を踏まえた規制の構築
23	再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築
24	医療機関の病床の機能の報告制度
25	病院の開設等の許可の申請の際の協議の場への参加及び当該許可に係る条件の付与
26	地域で過剰な病床の機能への変更の防止・不足する病床の機能への変更
27	非稼働病床の削減要請・勧告
28	医療事故の調査の仕組みの創設
29	臨床研究中核病院の承認制の導入
30	特定行為に係る看護師の研修制度の創設
31	臨床修練制度の見直し及び臨床教授等制度の創設について
32	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関制度の創設
33	専門的知識等を有する有期雇用労働者等の無期転換申込権発生までの期間の延長に関する措置
34	職場における化学物質管理のあり方を見直し
35	職場におけるメンタルヘルス対策の強化
36	重大な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組みの創設
37	建設物等の設置等に係る事前届出の廃止
38	電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定及び譲渡制限対象機械等への追加
39	医療機関による再生医療等提供計画の策定及び届出の義務付け
40	特定細胞加工物の製造の許可等について
41	再生医療等の実施に係る記録の作成保存義務
42	特定細胞加工物の製造の記録保存義務
43	特定労働者派遣事業の廃止
44	労働者派遣に係る期間制限の見直し(3件)
45	均衡待遇を確保するために考慮した事項の説明
46	派遣労働者に対するキャリアアップ措置

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(3)参照。

2 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 租税特別措置等に係る18政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	交際費課税の見直し
3	公害防止用設備に係る特例措置の延長
4	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
6	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し



7	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等
8	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
9	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充
10	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
11	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村許可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
15	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
16	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
18	中小企業投資促進税制

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(4)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成25年度)」に基づき、14の施策目標について評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「実績評価書」として公表。

表15-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること(施策目標Ⅰ-2-1)	予算概算要求額の減額	引き続き推進
2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること(施策目標Ⅰ-5-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
3	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(政策目標Ⅰ-6-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
4	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること(施策目標Ⅰ-9-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
5	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
6	最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
7	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
8	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標Ⅳ-2-1)	予算概算要求額	引き続き推進

		の減額	
9	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること（施策目標V-2-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
10	母子保健衛生対策の充実を図ること（施策目標VI-5-1）	予算概算要求額の増額	引き続き推進
11	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること（施策目標VII-2-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
12	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと（施策目標VII-5-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
13	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること（施策目標IX-1-2）	予算概算要求額の増額	引き続き推進
14	国際機関の活動へ参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること（施策目標X-1-1）	予算概算要求額の現状維持	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表15-4-(5)参照。

（2）事業評価方式を用いて、平成21年度に事業評価（事前評価）を実施した22年度予算概算要求に係る新規事業のうち、25年度における継続事業2事業を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「平成25年度事業評価書（事後）」として公表。

表15-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	周産期医療体制の基盤整備・強化事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	労働契約法等活用支援事業	継続が妥当である	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表15-4-(6)参照。

（3）事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「平成25年度成果重視事業評価書」として公表。

表15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表15-4-(7)参照。

（4）総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）」に基づき、7政策につ

いて評価を実施し、平成 25 年 6 月 25 日及び 10 月 2 日に「平成 25 年度総合評価書」として公表。

表 15-3-ク 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「医師確保対策」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
7	「施策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表 15-4-(8)参照。

(5) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 15-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表 15-4-(9)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して継続中（10 年経過以降は原則 5 年経過ごと）の公共事業の 34 実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成 25 年 10 月 25 日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-コ 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（19 地区）	継続が妥当である（18 地区） 休止又は中止が妥当である（1 地区）	引き続き推進 18 地区 中止 1 地区
2	水道水源開発等施設整備事業（13 地区）	継続が妥当である（13 地区）	引き続き推進 13 地区
3	水道水源開発施設整備事業（2 地区）	継続が妥当である（2 地区）	引き続き推進 2 地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(10)参照。  
 2 本表は平成25年度予算に係る再評価の対象地区数である。

(7) 事業評価方式を用いて、平成24年度に終了した338研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月25日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時の個別研究開発課題）

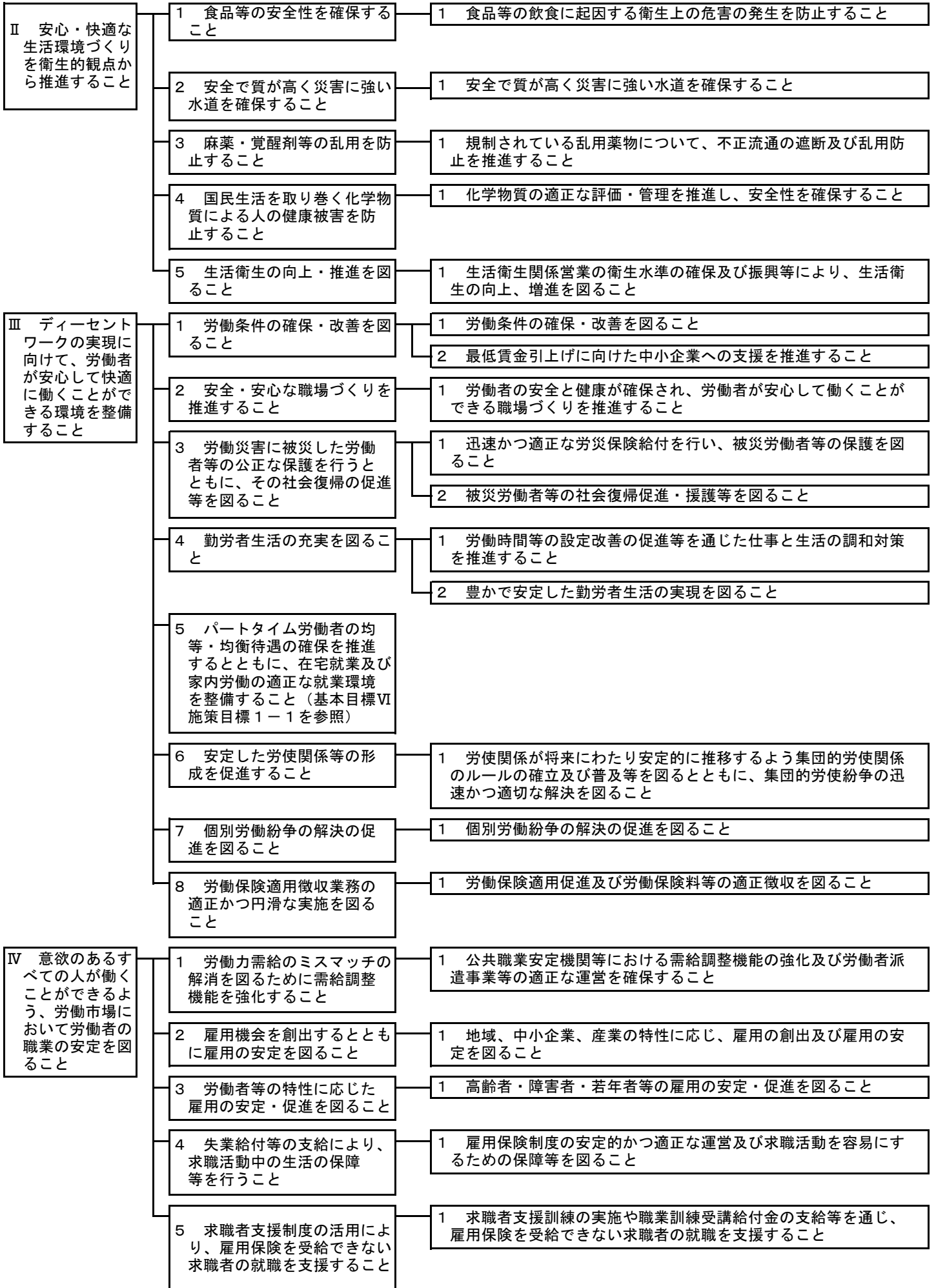
No.	評価対象政策		政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	I 行政政策研究分野	行政政策（22 課題）	行政課題の解決に貢献している	—
2		厚生労働科学特別研究（19 課題）		
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（32 課題）		
4		臨床応用基盤（10 課題）		
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤（8 課題）		
6		第3次対がん総合戦略（36 課題）		
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（68 課題）		
8		長寿・障害総合（46 課題）		
9		感染症対策総合（31 課題）		
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進（12 課題）		
11		労働安全衛生総合（4 課題）		
12		食品医薬品等リスク分析（36 課題）		
13		健康安全・危機管理対策総合（13 課題）		
14	VI 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	再生医療関係研究分野（1 課題）		

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(11)参照。

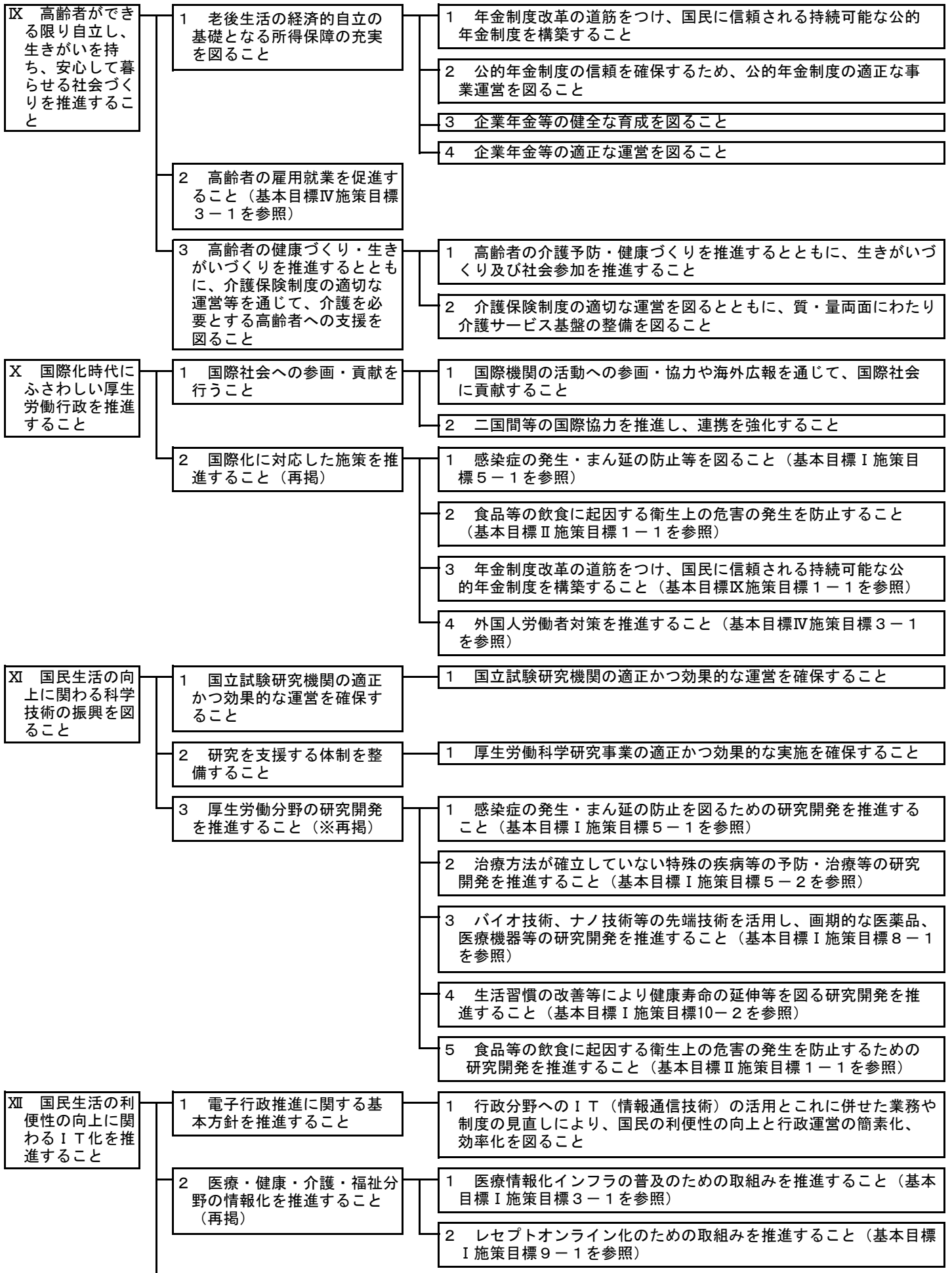
## 政策体系（厚生労働省）

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

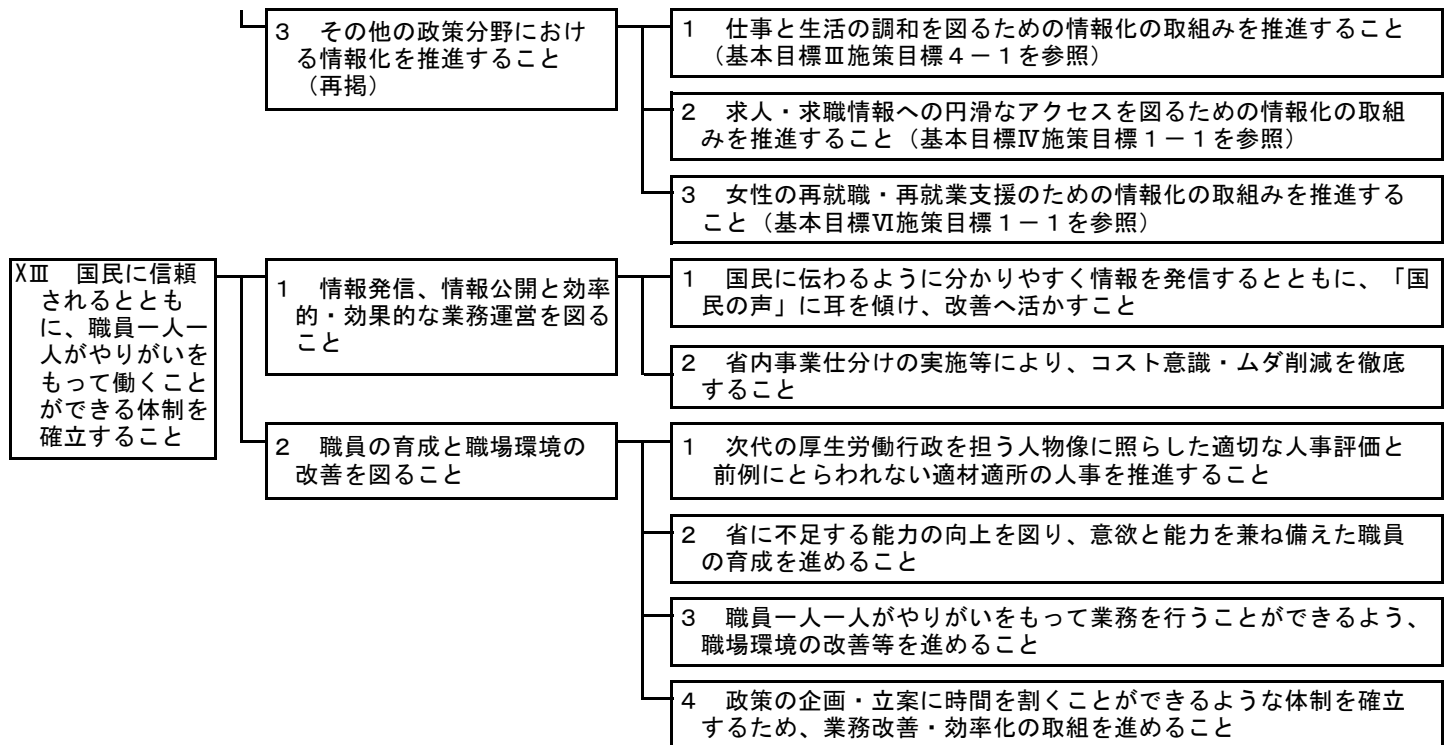
基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいがづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること











(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h24/dl/01.pdf>)参照

